

LGBT等性的マイノリティに関する対応状況の調査結果について

1 調査概要

- (1) 目的 LGBT等性的マイノリティの方に対する窓口対応や行政サービスの実施にあたり、相談を受けた事例や対応した事例、各所属において課題と考えていること及びそれらへの対応状況を把握し、今後の支援や対応等に向けた参考とする。
- (2) 対象 区立学校を除く全課
- (3) 調査期間 令和5年9月15日から令和5年10月4日まで
- (4) 調査項目
- ① LGBT等性的マイノリティに関しての対応事例の有無、種別、時期、内容、対応状況
 - ② LGBT等性的マイノリティに関して、具体的な苦情や相談は出ていないが、今後所管として想定される課題の有無、内容

2 調査結果（前年度までの調査結果との合算）（ ）内は前年度調査結果

- (1) 対応事例数 33件（33件）
- ① 対応できた事例 ・ ・ ・ ・ ・ 26件（26件）
 - ・ 本人確認に関する事 5件（5件）
 - ・ 制度の利用に関する事 2件（2件）
 - ・ 施設の利用に関する事 10件（10件）
 - ・ 生活相談や悩み相談に関する事 9件（9件）
 - ② 対応できなかった事例 ・ ・ ・ 7件（7件）
 - ・ 本人確認に関する事 3件（3件）
 - ・ 制度の利用に関する事 2件（2件）
 - ・ 施設の利用に関する事 2件（2件）
- (2) 今後想定される課題数 14件（15件）
- (3) 想定課題のうち対応した事例 11件（9件）

※（1）、（2）、（3）の詳細は別紙のとおり

3 今後の対応

LGBT等性的マイノリティの方への適切な対応には、さまざまな場面に応じた対応方針や関係機関との連携、情報の共有などが必要である。対応方針の検討や今後の支援に向け、各所管において取り組めるよう、引き続き全庁的な情報共有・調整の場を設けていく。

対応できた事例 26件(26件)
①本人確認に関する事 5件(5件) (申請書等への性別記載等に関する要望、意見等) <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者証の性別を裏面に記載・利用登録時の性別欄の廃止・国民健康保険被保険者証を通称名で記載・子育て支援施設での利用者アンケートから男女の選択肢を削除・用紙交付機の表示から男女の記載を廃止
②制度の利用に関する事 2件(2件) (児童に関する手当、区立住宅の入居要件への要望等) <ul style="list-style-type: none">・同性パートナーと同居しているひとり親の児童に関する手当の支給・区立住宅への同性パートナー同士での入居
③施設の利用に関する事 10件(10件) (スポーツ施設、保護施設等、福祉施設、公衆浴場、旅館等、宿泊施設等、区有施設のトイレに関する相談、要望等) <ul style="list-style-type: none">・施設等の使用に関する相談、要望等に対し、施設の特性に応じた柔軟な対応や、施設に対し適切な指導などを行った・区内ホテルにおける同性同士の宿泊拒否について調査を実施し、違法行為があると判断された施設に対し、適正な運営を行うよう指導した・男子トイレ(個室)へのサンタリーボックスの設置
④生活相談や悩み相談に関する事 9件(9件) (ご自身やお子さま、高齢者に関する相談や支援に関する要望等) <ul style="list-style-type: none">・個別の相談内容に寄り添い、性差別に関する相談や本人の自認する性に基づく対応等各課できめ細やかな対応を行った

対応できなかった事例 7件(7件)
①本人確認に関する事 3件(3件) (申請書等への性別記載に関する要望、意見等) <ul style="list-style-type: none">・国の通知(住民基本台帳事務処理要領)により住民異動届の記載方法が定められているため・法(障害者総合支援法)により定められた様式を使用しているため・健診等で生物学的性により疾病の罹患状況、指導内容に差異が生じ、男女の別が必要なため
②制度の利用に関する事 2件(2件) (住民票の続柄記載、同性パートナーシップ制度等の導入に関する要望、意見等) <ul style="list-style-type: none">・国の通知(住民基本台帳事務処理要領)により住民票への記載方法が定められているため・区条例により性別に起因する権利侵害の禁止を定めているため、条例の制定は考えていない 婚姻と同等の保障を行うためには、婚姻制度のあり方について十分な議論を踏まえたうえで、国において結論を出すことが必要と考えており、制度の導入は考えていない。
③施設の利用に関する事 2件(2件) (スポーツ施設、保護施設等、公衆浴場、旅館等、宿泊施設等に関する相談、要望等) <ul style="list-style-type: none">・施設、設備が男性用、女性用しか用意していないため対応できなかった(2件) (支援団体を紹介した事例あり)

(2) 今後想定される課題 14件 (15件)

- ① 本人確認に関すること 1件(2件)
 - 医療証への性別記載
 - ・高齢者活動・交流施設の利用申請書への性別記載
- ② 制度の利用に関すること 2件(2件)
 - ・住民票の続柄記載について同性パートナー表記の要望
 - ・都の同性パートナーシップ制度導入や今後の取組を踏まえた対応
- ③ 施設の利用に関すること 7件(7件)
 - ・スポーツ施設や生涯学習施設等における利用方法や施設職員の対応の明確化
 - ・高齢者活動・交流施設での風呂利用の際の対応
 - ・保護施設等への入所に際しての専門医師や相談機関の確保
 - ・性的マイノリティの方に対応できる入所施設や個室の整備(2件)
 - ・施設管理者等の知識や理解の促進
 - ・区で児童相談所を設置した場合の性への違和感を強く持っている児童に対する一時保護所等での対応
- ④ 生活相談や悩みごと相談に関すること 2件(2件)
 - ・子どもに関する相談及び子どもからの相談への対応
 - ・高齢者支援における医療同意、死後の事務、後見や相続に関する課題及びケアマネジャー、ヘルパー、看護師等の支援の際の配慮
- ⑤ 区職員に関すること 2件(2件)
 - ・性的マイノリティである職員への性別欄記載、トイレや更衣室等への配慮 (2件)
 - 慶弔休暇、祝い金等の制度

(3) 今後の課題としていたが、何らかの対応をした事例、対応可能となった事例 11件 (9件)

- ①本人確認に関すること 6件 (5件)
 - ・国民健康保険、介護保険の被保険者証への通称名使用については判断基準が必要(2件)
 - ・後期高齢者医療制度の被保険者証への通称名使用については東京都広域連合の決定が必要
 - ⇒医療保険年金課、高齢者医療担当課及び介護保険課において、以下2点について情報共有した。
 - (1)国民健康保険被保険者証を通称名で交付した事例が発生したこと。
 - (2)後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証においても、今後、上記(1)の事例が発生した場合は同様に事務処理が行えること。
 - ・子育て支援施設、就労支援施設での利用申請書への性別記載(2件)
 - ⇒規定を改正し、申請書の性別欄を削除した
 - ・医療証への性別記載
 - ⇒都の要綱改正を受け、区でも規則を改正し、性別欄を削除した
- ② 制度利用に関すること 2件 (1件)
 - ・HIV・性感染症検査等での性自認による受診しやすい体制の検討
 - ⇒普段生活している性別での受診や性別欄の記載変更を行った
 - ・区立住宅への同性パートナー同士での入居希望、入居後の同居希望への対応
 - ⇒東京都営住宅条例改正に合わせ、区条例を改正し使用資格に追加する。
- ③ 施設の利用に関すること 1件(1件)
 - ・環境清掃部における区民が参加する宿泊を伴う事業における配慮
 - ⇒宿泊形態を変更し、個別対応ができる体制を整えた
- ④ 生活相談や悩みごと相談に関すること 1件(1件)
 - ・相談増加に伴う相談員及び職員のスキルアップと関係相談機関等の情報収集
 - ⇒職員向け研修を実施するとともに、関係相談機関との連携会議により情報の収集や共有を行った。
- ⑤ 区職員に関すること 1件(0件)
 - ・慶弔休暇、互助会給付金等の制度
 - ⇒同性パートナーを対象とする慶弔休暇等及び互助会給付金制度(結婚祝金・弔慰金)を、令和5年4月1日に開始した。